

e-bike レンタル規約

本規約は、(一社)信州たてしな観光協会（長野県北佐久郡立科町芦田八ヶ野 1045、以下「協会」といいます）の自転車レンタル（以下「レンタルサイクル」といいます）を利用するお客様に対して適用されるものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

【目的】

協会は本サービスの利用を通じて、お客様の旅行体験の充実を図るとともに、白樺高原における e-bike の普及に寄与することを目的とします。

【利用資格】

レンタルサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ、利用することができます。

- (1)当協会の趣旨に賛同し、本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方。
協会からの連絡が可能な国内の電話番号を所有している方。日本国外居住のお客様は居住国での電話番号に加えて有効な e-mail アドレスを所有している方。
- (2)貸出日に身分証明書を携帯しており、店舗スタッフに提示することができる方。（複写を取らせていただきます。※利用の 1 週間後に当該書類は廃棄いたします。）日本国外居住のお客様は有効性のあるクレジットカードの保証を受けられる方。
- (3)スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方
- (4)身長が 130 センチ以上の方。
- (5)酒気を帯びていない方。
- (6)暴力団関係者でない方。
- (7)感染症、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疫病のない方。
- (8)18 歳未満の場合、貸出期間中、親権者または 18 歳以上の方（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。なお この場合、利用申込に際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要となります。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (9)その他、店舗が利用に適すと判断した方。

【予約】

お客様は、貸出希望日の前日の正午までに web 申し込み、もしくは協会へ電話することで、事前予約を行うことができます。予約の際は、使用者の氏名と年齢、電話番号、貸出希望日時お伝えください。また、白樺高原でのご宿泊の方は、貸出日当日にチェックアウトされた宿、貸出日当日に宿泊される宿泊施設をお伝えください。飲食店、観光施設からのご紹介の場合はその旨もお伝えください。

在庫状況によって、貸出しをお受け致しかねる場合がございます。

予約なしでも、在庫があれば当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約のお客様を優先させていただきます。貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に協会まで電話連絡をしてください。連絡なしで予約時間を 1 時間経過した場合、キャンセル扱いとさせていただきます。

予約申し込みで登録した身長と実際の身長が大きく異なり、貸出自転車の適応身長に合わない場合、店舗が安全性を確認出来ない場合は貸出をお断りします。

【予約の変更】

お客様は、予めご協会へ連絡し承諾を受けることで、予約を変更することができます。

【予約のキャンセル】

お客様は、貸出希望日の前日営業終了時間までに協会へ電話をすることで、予約をキャンセルすることができます。

事前の連絡がなく、予約時間から 1 時間が経過した場合、自動キャンセルとなり、キャンセル料としてレンタル料の 100%を申し受けます。

当日のキャンセルは、レンタル料金の 100%を請求致します。

ただし、貸出日が雨天の場合、またはご利用される方が急な体調不良などの場合はキャンセル料は発生いたしません。

天候悪化でのキャンセルは、キャンセル料金は発生しません。

【利用申込手続き】

利用申込の手続きは、以下の通りとします。

1. 協会スタッフとともに、貸出期間とレンタルサイクルの貸出コースと貸出パーツ、オプションを確認します。
2. 身分証明書を、協会スタッフに渡します。なお、協会スタッフは、身分証明書の確認を行い、コピーまたは写真で撮らせていただきます。（ご利用後の 1 週間後に当該書類は廃棄いたします。）日本国外在住のお客様は追加保障としてクレジットカードの有効性を確認させていただきます。
3. 貸出料金の精算を行います。貸出料金は、別途定めた通りとし、原則として前払いで精算するものとします。
4. 協会スタッフから、貸し出すレンタルサイクルとパーツ（以下「貸出商品」といいます）について、取扱説明を行います。協会スタッフは、お客様に合わせてレンタルサイクルを調整します。
5. お客様と協会スタッフは、貸出商品に整備不良がないこと等をともに確認します。
6. 店舗スタッフは、お客様に貸出商品をお渡しします。

【貸出商品の返却】

お客様は、貸出自転車を返却予定時間までに返却予定の場所に返却してください。

貸出商品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに協会スタッフにお伝えください。

【貸渡契約の成立】

貸出商品の貸渡契約は、協会が貸出料金を受け取り、お客様に貸出商品を渡したときに成立します。

事故盗難その他、協会および各運営会社の責によらない事由により、お客様が予約した貸出商品を貸し出すことができない場合には、協会はおお客様からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

【利用申込の無効】

協会は、お客様が貸出期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還

を請求することができるものとします。この場合、協会が受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

- 1.本利用規約に反する行為を行ったとき。
- 2.お客様の責に帰する事由により事故を起こしたとき。

【貸出期間超過】

返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに協会まで連絡してください。

返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただく場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

【預かり荷物について】

レンタサイクルを申込のお客様は、サービスをご利用中お荷物をお預かりすることができます。

お荷物お預かりについては利用申込時に、サービスをご選択ください。

預け荷物に貴重品は入れないでください。盗難などの被害があっても、協会は一切の責任を負いません。

食糧、生物、危険物、その他漏水の原因となるもの、臭いの発生原因となるものは入れてはいけません。これらが原因となり、店舗、お客様または第三者が被害をこうむった場合は、所有者の責により賠償に応じなければなりません。漏水または悪臭が発生した場合、協会スタッフは、お客様の許可なく荷物を開けて、問題解決にあたることができます。

【協会の営業時間外の利用は一切できません。】

お帰りになる前に、お預けになった荷物の受け取り確認を行ってください。お預かり荷物のお客様への返却後、留置された荷物がある場合、返却日より1か月間店舗が保管しますが、その間連絡がつかないもしくは引き取りに来店しない場合は、保管期間終了後処分します。処分費用はお客様の負担とし、処分後の異議申し立ては一切認めません。

【故障・破損】

貸出自転車・備品について、故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、協会まで連絡してください。

お客様の責に帰すべき事由により、貸出自転車・備品を故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

【盗難・紛失】

盗難または紛失があった場合、速やかに協会まで連絡してください。

お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品を盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。自転車の鍵を紛失した場合、鍵の取り替え手数料として、¥5,000 頂戴します。

【事故】

貸出期間中に事故にあった場合、速やかに協会(0267-55-6654)まで連絡してください。

必要場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。

お客様の責に帰すべき事由により、店舗または第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。

事故起因による自転車の故障によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、協会は一切の責任を負いません。

事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。協会は、事故についての一切の責任を負いません。

保険加入済のお客様は、加入保険の対象補償範囲内にて加入保険会社と補償についてご相談ください。

【禁止行為】

お客様は、貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、貸出商品を使用させてはいけません。

お客様は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。

- 1.無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
- 2.危険箇所、不適当な場所または方法での使用。
- 3.歩行者等の通行障害となるような行為。
- 4.貸出商品の構造・装置等の改造および変更。
- 5.ヘルメット無着用での走行。
- 6.その他、法令諸規則に反する行為。
- 7.不可抗力事由による途中終了

貸出期間中、天災その他の店舗、協会およびお客様のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を協会に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

【信義則】

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様、協会および各運営会社は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

【合意管轄裁判所】

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、協会を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

※利用規約の内容は事前に告知することなく変更されることがあります。変更した本規約は、web サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。